

平成24年7月26日

各位

三井住友信託銀行株式会社

特定寄附信託の受託について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、平成24年7月25日、仙台支店でお取引を頂いている篤志家のお客さまから特定寄附信託を受託いたしました。

特定寄附信託は、信託銀行等が受託者として、個人のお客さまと公益法人等の間をつなぎ、寄附を仲介することによって公益法人等の活動を支援することを目的に、平成23年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託商品で、当社は、業界で唯一、お客さまの希望により、当社が提示する寄附先以外の寄附先を自由に選択できるスキームをご用意しております。

今回は東日本大震災の被災地で奮闘する医療従事者を支援したいとのお客さまのご希望により、この自由選択スキームを活用して、特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン（以下、PHJ）が寄附先に指定されました。

PHJは、別途、このお客さまからの寄附により、石巻市立病院にドクターカー（※）を寄贈し、このドクターカーの維持管理費に本件特定寄附信託によるPHJへの寄附（今後5年間で総額約1,200万円）が充てられる予定です。なお、このドクターカーの利用実績は、毎年、お客さまに報告され、お客さまは、医師によりドクターカーが活用される様子を知ることができます。

（※）今回寄贈予定のドクターカーとは、小型車両に“病院の機器”を載せて医師が往診し、治療や検査を行うクルマで、通院が困難な患者の方も病院に出向くことなく治療等を受けることができます。被災地において病院が失われ、自宅療養を余儀なくされている患者の方々への往診診療でも活躍が期待されています。

当社は、引き続き、信託機能の活用等により、被災地復興に向けた支援をはじめとした社会の要請に応え、より多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、一層のサービス充実を目指してまいります。

以上

【参考：「特定寄附信託」の商品概要】

対象	国内に居住されている個人のお客さま
信託期間	5年または10年。なお、信託期間の変更はできません。
お申込金額	1000万円以上10万円単位
信託報酬	<p><当社が提示する寄附先法人一覧から寄附先を指定された場合> 無料</p> <p><当社が提示する寄附先法人一覧以外から寄附先を指定された場合> 当初信託金の1%を信託報酬としていただきます。</p> <p>また、運用先の合同運用指定金銭信託の運用収益から、一定の範囲内で運用信託報酬を申し受けます。</p>
運用方法	合同運用指定金銭信託を中心に安定的に運用いたします。
税制上の優遇	信託財産から生じる運用収益は、非課税扱いとなります。
寄附方法	当初信託金を信託期間の年数で除した金額および寄附日までに得られた収益金を寄附先に交付します。寄附日は、毎年10月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
当社が提示する寄附先法人一覧	
活動分野	団体名
環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
海外支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会
子ども支援	公益財団法人 日本財団